

氏名(本籍)	きむ	ひよん	じん	辰(韓国)
学位の種類	博士(教育学)			
学位記番号	博甲第5523号			
学位授与年月日	平成22年4月30日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	「地理的探求に基づく学習」を促す地理カリキュラムの構成に関する研究 -米国・英国・豪州の比較を中心に-			
主査	査	筑波大学教授	博士(理学)	井田仁康
副査	査	筑波大学教授	博士(教育学)	塚田泰彦
副査	査	筑波大学教授	博士(教育学)	甲斐雄一郎
副査	査	筑波大学教授	理学博士	山下清海

## 論文の内容の要旨

### (目的)

地理的探求に基づく学習を促す地理カリキュラムの構成を明らかにすることである。

### (対象と方法)

1960年代以降の米国・英国・豪州における地理カリキュラムの比較分析を通し、地理的探求に基づく学習の展開過程と特質の共通性および相互関連を検討することにより、研究目的を達成しようとする。その際、地理的思考の過程となる「地理的探求」に着目し、生徒自ら学び方を学ぶ地理カリキュラム構成に焦点化する。

### (結果)

先進的と評価されてきた3ヶ国の地理カリキュラムを検討した結果、地理的探求に基づく学習を促すカリキュラムの構成には、(1) 地理的問い、(2) 地理的概念、(3) 学習のプロセスという3つの要素が必要であるという結論に達した。伝統的に米国の地理教育においては、(2) の地理的概念が尊重された一方で、英国と豪州の地理教育においては(3) の学習のプロセスが重視されてきた。しかし、この(2) 地理的概念と(3) 学習のプロセスを結び付けるためには、(1) の地理的問いが必要となるのである。

### (考察)

米国においては概念中心の教育内容と地理的スキルを重視する学習方法を合わせた地理カリキュラムが展開された。それに対して英国の地理教育は、地理科において行われることによって地理学の最新の成果を反映しており、地理教育学の研究により教育方法としての地理的探究が進められてきたという特徴を表している。さらに、価値判断・行動の探究過程を重視する豪州の地理教育が、英国のように探究の過程を重視する地理科としての地理教育の維持しながら、社会との関係を重視する社会科の地理教育としての性格をも保っている。このように、それぞれの国の地理カリキュラムには特徴を有しているが、共通性も有している。その共通性が地理的探究である。地理的探究については、3国で多少の重点の違いが、結果で述べたように認められる。しかし、いずれの国の地理的探究に基づく学習を促すためには、ある事象に対して地理的問いを発した後、地理的概念を用いながら学習のプロセスに従って自ら答えを探すカリキュラムの構成が必要であ

る。このカリキュラムを通して、生徒は様々な課題に対して地理的な観点からその解決策を探すという地理的思考を身につけることが可能となるのである。

## 審査の結果の要旨

本論文は、地理的探究に着目し、米国・英国・豪州の地理カリキュラムの学習展開を分析し、その特質と相互関連性を明らかにすることを目的とする。地理的探究とは、学習者が世界についての知識を構成する能動的活動と定義できる。世界的に地理教育は、生徒自らの学び価値観や意思決定、社会参加を促すような傾向にあり、そのために地理的探究の概念が地理教育において意義があることが整理された。それを踏まえて地理教育の先進をいく米国・英国・豪州の地理カリキュラムを分析し、これらの国々の地理カリキュラムで地理的探究がどのような役割を担っているかを比較考察した。それぞれの国の社会的背景によって地理的探究の意味することは多少の相違はあるが、内容的知識、方法的知識、状況的知識の重なり合う部分に地理的探究が位置付き、このような共通認識が得られているのは、各国の地理的探究を含んだ地理カリキュラムの提唱者が、国際学会でかかわりをもち、意見交換する場があったことを実証したことは高く評価できる。審査会では、概念的なカリキュラム構成のみならず具体的な授業がイメージできるようになったとの評価がなされた。さらに、このようなカリキュラムは地理の枠をこえて公民の分野に入るのではないかとの質問がなされたが、対象国では地理が公民を含むようなカリキュラムが推進されてきたとの応答があり、このカリキュラムを日本や韓国に適応させるには、より一層その国の他教科とのバランスを考察する必要があることが指摘された。このような指摘はあったが、地理的探究を各国の地理カリキュラムの比較から明らかにした研究はなく、各国の特性を踏まえながら、共通性を追求しようとした地理カリキュラムの作成プロセスを実証したことは、独創的で社会科教育の研究に多大な貢献を与える研究と判断できる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。